

【現行制度】高額療養費自己負担限度額 (70歳未満の方)

区分	所得要件	自己負担限度額
上位所得者	A 住民税課税世帯で、基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯	15万円 + (総医療費-50万円) × 1%
		8万3,400円 (4回目以降)
一般	B 住民税課税世帯のうち上位所得者以外の世帯	8万100円 + (総医療費-26万7,000円) × 1%
		4万4,400円 (4回目以降)
住民税非課税世帯	C 住民税非課税世帯	3万5,400円
		2万4,600円 (4回目以降)



【新制度】高額療養費自己負担限度額 (70歳未満の方)

区分	所得要件	自己負担限度額
上位所得者	ア 住民税課税世帯で、基礎控除後の総所得金額などが901万円を超える世帯	25万2,600円 + (総医療費-84万2,000円) × 1%
		14万100円 (4回目以降)
一般	イ 住民税課税世帯で、基礎控除後の総所得金額などが600万円超～901万円以下の世帯	16万7,400円 + (総医療費-55万8,000円) × 1%
		9万3,000円 (4回目以降)
一般	ウ 住民税課税世帯で、基礎控除後の総所得金額などが210万円超～600万円以下の世帯	8万100円 + (総医療費-26万7,000円) × 1%
		4万4,400円 (4回目以降)
住民税非課税世帯	エ 住民税課税世帯で、基礎控除後の総所得金額などが210万円以下の世帯	5万7,600円
		4万4,000円 (4回目以降)
住民税非課税世帯	オ 住民税非課税世帯	3万5,400円
		2万4,600円 (4回目以降)

国民健康保険高額療養費の自己負担額が変わります

高額療養費とは

医療費の自己負担(月単位)が高額になったとき、申請により認められると、自己負担限度額を超えた部分を高額療養費として支給します。

高額療養費の自己負担限度額の変更

平成27年1月1日から、70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額(月額)が左表のとおり変更となります。

限度額認定証などの更新

※過去12か月間に1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は、「4回目以降の自己負担限度額」を超えた分を支給します。

有効期限が平成26年12月31日までとなっている「国民健康保険限度額認定証」・「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を持つている方へ、上記の新たな所得区分を確認後、平成27年1月から使用できる限度額認定証などを12月31日までに送付します。更新の手続きは必要ありません。
※国民健康保険税の納付が済んでいる世帯のみへ送付します。

問合せ 市民課保険係 129

12月3日から9日は「障害者週間」

毎年12月3日から9日までの一週間は「障害者週間」です。

障害者週間は、障害のある方が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために「障害者基本法」で定められています。

市では、この趣旨を踏まえ、障害のある方もない方も相互に人格と個性を尊重し、支え合う「共に生きる社会」の実現を目指しています。

障害者週間をきっかけに、障害者福祉について関心と理解を深め、障害のある方が社会参加しやすい環境づくりをしていきましょう。

問合せ 障害福祉課障害福祉係 173



市営富士見霊園墓地の使用者を募集します

問合せ 生活環境課生活環境係 ② 222

◆今回募集する墓地

【返還墓地募集分（公開抽選）】

申込区分	面積	遺骨保持枠		墓地使用料
		募集数	補欠数	
区画墓地	4.5 m ²	2 区画	3 人	540,000 円
	6.0 m ²	4 区画	3 人	720,000 円

【平成 26 年度第 2 次募集分（受付順）】※第 1 次募集の残り分

申込区分	面積	遺骨保持枠		墓地使用料	
		募集数	補欠数		
区画墓地	1.0 m ²	12 区画	3 人	120,000 円	
	1.5 m ²	6 区画	3 人	180,000 円	
合葬式墓地	納骨壇	1 体用	18 区画	3 人	140,000 円
		2 体用	26 区画	3 人	280,000 円
	合葬室	制限なし		20,000 円	

※生前枠の募集はありません。

※区画墓地では、墓碑の高さ（2 m 以内）などの制限があります。

◆申込資格（申込者が次のすべてに該当する場合に申込みができます）

居住要件	申込者本人が平成 24 年 4 月 1 日以前から申込日現在まで継続して羽村市に住居登録をし、居住していること。
遺骨の状態	現に埋蔵・収蔵すべき遺骨があり墓地がないため、一度も埋蔵（葬）・収蔵したことがないこと。
祭祀の主宰	申込者本人であるか、または、申込者あるいは申込遺骨との続柄が下欄の「遺骨の続柄」に該当する方で、区画墓地は墓地の承継ができる方であること。合葬式墓地は申込遺骨の祭祀の主宰を承継する方がいない、またはいなくなる見込みであること。
遺骨の続柄	次のいずれかに該当すること。 ①配偶者（夫または妻） ②直系血族の祖父母・父母・子・孫 ③養父母・養子 ※合葬式墓地のみ、兄弟姉妹およびその配偶者、おじ・おば、従兄弟・従姉妹を含む。
その他	平成 24・25 年度の各市税や介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないこと。 区画墓地は、使用許可証交付後、6 か月以内に埋蔵施設を設置できること。合葬式墓地は、同 1 か月以内に収蔵または埋蔵できること。

「祭祀の主宰者」とは

死亡者の親族の合意のもとに、葬儀の喪主または法事の施主を務めるなど、現在、申込遺骨を守り、かつ、将来にわたって遺骨および墓所を守り、管理していく立場にある方

申込みのしおり配布

配布期間 12 月 1 日（月）～ 26 日（金）午前 8 時 30 分～午後

5 時（祝日を除く）

配布場所 市役所 2 階生活環境課（土・日曜日は 1

階案内で配布）

申込み・決定方法など

申込受付 12 月 8 日（月）～ 26 日（金）午前 8 時 30 分から午

後 5 時まで（土・日曜日、祝日を除く）に、「申込

みのしおり」に添付の申込書に記入し、直接生活

環境課生活環境係へ

※電話・郵送などでの申込みはできません。

※申込みは、1 世帯につき 1 申込みとします。

決定方法 平成 27 年 1 月 9 日（金）午前 10 時から、市役

所 1 階多目的室で公開抽選

※合葬式墓地・区画墓地（1.0 m²、1.5 m²）は、抽選を

行わずに受付順で使用者を決定します。申込時に、

窓口にある整理券を必ずお取りください。

書類審査 当選者は、書類審査を行うため関係書類

の提出が必要です。

墓地の使用許可 平成 27 年 3 月 1 日

次回公募の申込み特例

返還墓地募集分の申込みでは、平成 27 年 4 月に募

集を予定している区画墓地（4.5 m²、6.0 m²）に併せて

申し込むことができます。ただし、今回当選した場

合、平成 27 年 4 月公募の申込みは無効とします。

※詳しくは、募集案内「申込みのしおり」または市

公式サイトをご覧ください。